

# 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第一七号)

## 一、提案理由(平成一五年三月一日・衆議院環境委員会)

鈴木国務大臣 ただいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律は、公害の影響による健康被害の迅速かつ公正な保護を図るため、補償給付の支給等を行うものであります。

今回の改正は、このうち、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所を移転するとともに、既に認定されたぜんそく等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付の財源を確保するため、所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

今回の法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を、平成十五年度から平成十九年度まで五年間延長するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院環境委員長報告(平成一五年三月二日)

松本龍君 ただいま議題となりました法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、既に認定されたぜんそく等の患者に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成十九年度まで、五年間延長しようとするものであります。

委員会においては、去る三月十一日鈴木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月十八日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決まりました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

### 附帯決議(平成一五年三月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 被認定者に対する認定更新等に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、治癒によって制度を離脱した者についても、健康被害予防事業によるフォローアップに努めること。
- 二 健康被害予防事業については、地方公共団体の要望を踏まえ、適切かつ効果的に実施すること。

三 過去数次にわたる大気汚染訴訟を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響調査を早急に実施するとともに、必要な被害者救済のための方途を検討すること。

四 大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は依然として厳しい状況にあることにかんがみ、自動車排出ガス対策、低公害車の普及促進、交通量対策等を引き続き総合的・計画的に推進すること。

三、参議院環境委員長報告（平成一五年三月二八日）

海野徹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成十五年度から平成十九年度まで、五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、未認定患者の実態と新たな被害者救済制度の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月二七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

二、補償給付額の改定に当たっては、被害者保護の本旨にもとることのないよう十分に配慮すること。

三、健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を十分に把握した上で、適切かつ効率的な実施に努めること。また、環境保健サーベイランスシステムについては、引き続き調査を実施し、その精度の向上に努め、必要に応じて適切な対策を講ずること。

四、近時の大気汚染訴訟の判決等を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響に関する調査を早期に実施するとともに、必要な被害者救済のための措置を検討すること。

五、大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は、自動車交通

量の増加等により、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の普及促進に一層努めるとともに、交通量抑制策など自動車環境対策の総合的推進を図ること。

右決議する。